

転入・転出などの 臨時窓口業務を行います

閏町民福祉課 住民係 ☎ 52-5811

■日時

- ・3月29日（日）午前9時～正午
- ・3月31日（火）午後5時15分～午後7時
- ・4月1日（水）午後5時15分～午後7時

■取り扱いをする手続き・交付内容

- ・転入、転出、転居などの手続き
 - ・各種証明書の交付（戸籍や税に関する証明を除く）
 - ・マイナンバーカードの交付・更新・申請など
- ※印鑑証明は、即日登録・交付できない場合があります。

※手続に関して他市町への照会などを行う必要が生じた場合は、処理できないことがあります。不明な点は事前にお問い合わせください。

※住所異動に付随する業務（児童手当、健康保険など）は、後日改めて手続きが必要です。

※マイナポータルを利用して転出の手続きをした場合、転出元の処理状況により、転入が受け付けられない場合があります。

■コンビニ交付サービスの利用について

『コンビニ交付サービス』は、マイナンバーカードを利用して住民票の写しなどが全国のコンビニエンスストアなどで取得できるサービスです。

3月から4月にかけては窓口の混雑が予想されるため、役場に来庁することなく住民票などを受け取ることができる『コンビニ交付サービス』をぜひご利用ください。

コンビニ交付サービスを利用するには、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要です。

※スマホ用電子証明書が搭載されたスマートフォンでもご利用いただけます。



+

利用者証明用電子証明書 暗証番号	*	*	*	*
---------------------	---	---	---	---

児童扶養手当・特別児童扶養手当 受給者のみなさんへ

閏町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810
山口県子ども・子育て応援局 子ども家庭課
☎ 083-933-2751

2025年全国消費者物価指数が公表され、児童扶養手当額・特別児童扶養手当額が、令和8年度から物価変動率に基づき引き上げとなります。

このため、児童扶養手当は令和8年5月期の支払い（令和8年3月分～4月分）、特別児童扶養手当は令和8年8月期の支払い（令和8年4月分～7月分）から改定後の月額で支払われます。

◇児童扶養手当月額

		令和7年4月～【現行】	令和8年4月～【改定後】
本体額	全部支給	46,690円	48,050円
	一部支給	46,680円～11,010円	48,040円～11,340円
第2子以降 加算額	全部支給	11,030円	11,350円
	一部支給	11,020円～5,520円	11,340円～5,680円

◇特別児童扶養手当月額

	令和7年度(月額)【現行】	令和8年度(月額)【改定後】
特別児童扶養手当1級	56,800円	58,450円
特別児童扶養手当2級	37,830円	38,930円